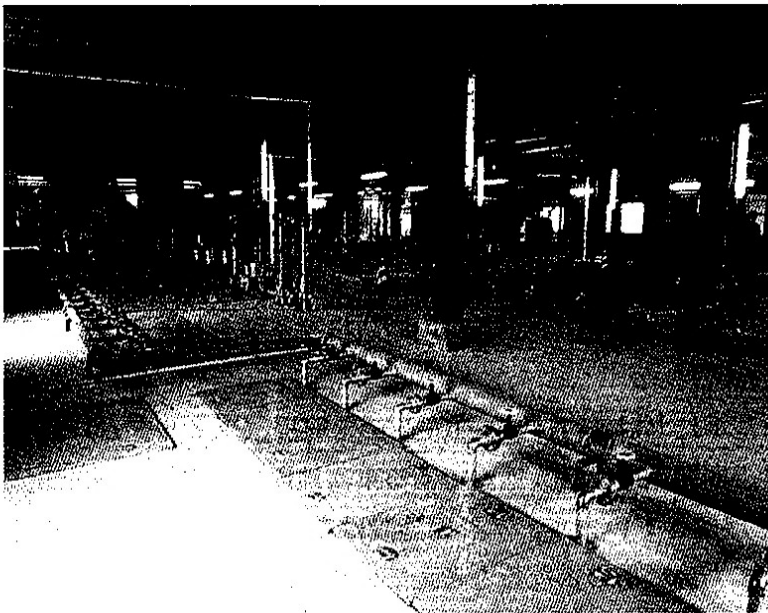


B-4 反対意見

意見書 No	内 容
116	緑豊かな花の町引佐に最終処分場は子供達の為にも絶対反対です。 東海地振(震)が必ず来ると言われて、直げき(撃)を受ける場所になぜこのような計画を推し進めるのか。 責任問題もいいかげんにはぐらかせてしまうそんな計画は立ててもらっては困る。 御心配をお掛けいたしております、誠に申し訳御座いません。 こうした施設は、所謂迷惑施設などと呼ばれ、地元の皆様にはなかなか理解して頂けない施設であることは承知しております。 先回の見解書でも回答させて頂いておりますが、日本には非常に多くの最終処分場があります。そして、これまで日本では数多くの大地震が発生し、その都度大災害をもたらしておりますが、これまで最終処分場が地震で崩壊し、廃棄物が周辺環境を汚染する事故は発生しておりません。 今回の東北地方太平洋沖地震(M9.0 最大震度7)も、東北北関東地方に甚大なる被害をもたらしておりますことは御存知のとおりです。そこで、地震発生後の平成23年4月8日にその被災の中心地である宮城県仙台市青葉区(震度6弱~6強)にあるS社様の産業廃棄物最終処分場の状況を、安全性確認の視点から直接視察してまいりました。(巻末/資料A参照) 【S社 最終処分場 概要】 処分場 : 管理型最終処分場 受入品目 : 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、燃え殻、木くず、紙くず、汚泥、ばいじん、鉱さい、繊維くず、13号廃棄物、廃石綿等 埋立容量 : 2,114,576 m³ 完成 : 第1期 平成13年竣工 処分場施工: 間組 水処理施設: 東北ネオ(西原ネオ系列) 結果的には、最終処分場の堰堤や浸出水処理施設などの構造物には一切の損傷はなく、またその機能も完全に保たれておりました。また、地下水にも漏えいはなく遮水工にも何ら影響はなかったようです。そして、いち早く業務を再開し、被災地からの災害廃棄物を受け入れ地元復旧に尽力されておりました。このように、最終処分場の安全性、日本の土木・建設工学の信頼性は高いものと考えます。



S社の震災後の水処理施設建屋内側

コンクリート底面にクラック等のひび割れはなく震災の影響はまったくと言って良いほど受けていない。



S社の震災後の処分場堰堤の損傷について

あれだけの規模の地震があったにもかかわらず処分場堰堤の損傷（クラック等）は一切見受けられなかった。

本施設計画でも、東海地震などの大規模地震を想定し、最終処分場堰堤や浸出水処理施設のコンクリート構造物等の崩壊倒壊がないよう安定計算を行ったうえで設計をしています。

【土木設計】

日本においては、今回の東日本大震災を経験した地区や静岡県を含む、北海道東南部（根室付近）～徳島県までの太平洋側の地域等が強震帯地域とされ、重要な構造物毎に水平震度（※）の基準があり、耐震設計指針や耐震設計基準が定められています。そして、静岡県における最終処分場の貯留構造物や埋立てに伴う盛土などの安定計算においては、「静岡県の開発行為等の手引き」に準拠した設計水平震度「0.25」を使用します。

本計画施設の貯留構造物は岩盤上にある土堰堤（フィルダム）であり、国の定める廃棄物最終処分場の計画・設計要領においては、建設省河川砂防技術基準を参考として設計するように指示されています。

建設省河川砂防技術基準における H=15～100mの土堰堤（フィルダム）設計震度は「0.15～0.18」ですが、静岡県の開発基準は巨大地震である東海地震を想定した「0.25」と震度基準をより高めたものであると理解しています。本計画施設はこの静岡県の基準に準拠していることから、安全性の評価としても高いものとなると考えています。

また、埋立てに伴う盛土（法面）の円弧すべりに対する安定性の計算につきましても、廃棄物処理法においては盛土の安全率等に関する規定はありませんが、上述のとおり、大地震時を想定した数値（設計水平震度：0.25）を流用しています。この条件においても耐えられるような設計上の安全性を確保しました。なお、下記表に規定されている基準はすべて満たしております。（詳細の検討結果は、巻末/資料 F 参照）

＜盛土の安全率に関する規定及び計算結果＞

基準書	所管	今回計画採用値	各種基準・指針における値			本計画における設計上の安全率の計算結果※1
			想定状態	水平設計震度	安全率	
道路土工指針	国交省		常時	—	1.2	2.66
			地震時	0.12 0.16	1.0	※2
開発許可基準	静岡県	○	常時	—	1.5	2.66
			地震時	0.25	1.0	1.28
林地開発基準	浜松市		常時	—	1.5	2.66
			地震時	0.2	1.2	1.44

※1：安全率の計算結果が各種基準・指針における安全率以上であれば、十分な安全性を確保できることを示している。

※2：道路土工指針における地震時（水平設計震度0.12、0.16）における安全率の計算は行っていないが、水平設計震度をより大きくとっている（0.25）静岡県の開発許可基準においても安全率1.0を満たしているため、道路土工指針の安全率をも満たすこととなる。以上より、国交省の道路土工指針・静岡県の開発許可基準・浜松市の林地開発基準すべてを満たし、十分な安全性を確保できる。

【浸出水処理施設設計】

日本においては、建築物や土木構造物を設計する際に、それらの構造物が一定の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準である「耐震基準」があります。建築物には建築基

準法及び建築基準法施工令などの法令により定められた基準が、また、原子力発電所などの重要構造物や道路・橋梁などの土木構造物には、それぞれ独自の基準が設けられています。

本計画における浸出水処理施設のコンクリート厚は、調整槽は壁厚 600mm・底版厚 700mm とし、また、水槽は壁厚 400mm・底版厚 600mm となることから、十分に構造として耐震性を有している設計となります。詳細は実施設計時の検討となりますが、当然静岡県地震地域係数を加味したものとなります。(静岡県地震地域係数は建設省告示では 1.0 であるが、静岡県建築構造設計指針による静岡県地震地盤係数によって 1.2 という厳しい数字が定められています。)

なお、浸出水処理施設の耐震設計は静的耐震設計法の「震度法」により設計する事が求められています。設計震度は、静岡県においては強震帯地域としての設計水平震度=0.2 を用いることとなりますが、浜松市ではより厳しい設計水平震度=0.25 を用いて設計することを義務付けています。よって浸出水処理施設は浜松市が想定する最大震度に耐える耐震性を有するものになります。

※設計(水平)震度とは、地震時に想定した最大加速度を重力の加速度で除した値で表したものです。道路土工指針などにより基準が設定されており、地震時の安定性を計算する際に利用される値です。

これらの計算を行うことにより、想定される東海地震にも対応できる十分な耐震能力を有した施設を設計致します。また、今般の東日本大震災を受けて耐震基準の見直しも検討されていますが、新たな基準が設定されれば、当然それに従った設計を致します。

責任問題についても、そのような事態が生じることは無いと考えますが、何らかの被害が発生した場合は、その結果が本事業に起因するものであると明らかになれば、健康診断・治療費用等の負担はもちろんのこと、物損その他の損害の補償を致します。また、そうした社会的責任を負っていることを十二分に自覚し、健全な会社経営、経営基盤の強化に最善を尽くして参ります。

責任問題について、決してはぐらかせるような考え方は持っておりません。もし、住民の皆様にもそのようにお受けとめをさせてしまっていたのであれば、私どもの配慮が足りませんでした。大変申し訳御座いませんでした。

117 該当する土地の川を挟む向い側に所有権を持つひとりとして、この計画に反対いたします。先人が苦勞して耕作していたことを覚えていますし、後世にもし可能ならいつかまた引き渡していきたいと思っています。

御心配をお掛け致しておりまして、誠に申し訳御座いません。

こうした施設は、所謂迷惑施設などと呼ばれ、地元の皆様にはなかなか理解して頂けない施設であることは承知しております。

しかしながら、私どもは今回の計画施設については、十分な環境配慮・安全配慮に取り組んでおり、決して皆様に御迷惑をお掛けすることはないものと確信しております。

	何卒、御理解の程よろしくお願い申し上げます。
166	少し調べてみると、埋立による最終処分場からの有害物質流出があちこちで問題になっています。 実際に生活し地下水を水道水としている住民としては、いくら安全性を謳っていても大きな不安を感じます。 作物の育つ田畑があり多くの生き物が生息するところに最終処分場を建設する事は反対です。 本計画施設について、皆様に御心配をお掛け致しておりますこと、誠に申し訳御座いません。 「最終処分場からの有害物質流出があちこちで問題に・・・」との御指摘ですが、どういう案件を指されているのか当社では分りかねますが、少なくとも法令を遵守していながら、そうした大きな事故や社会問題を起こしている例を当社では把握しておりません。 仮に、香川県豊島問題、青森岩手県境産廃不法投棄問題や福井県敦賀市不法投棄問題等を指しているのであれば、当該事例は所謂「不法投棄＝違法行為」事例であり、そうした事例と法令厳守施設である本計画施設とを同じレベルで議論はできないと考えます。 一方、本計画施設は現行廃棄物処理法に従い計画していることから、将来及び周辺環境に影響を与えることは無いと考えております。現在の下流水域の生物相に変化が無い基準採用や緊急措置等が可能な施設としてあることから、本計画施設が原因で皆様に御迷惑をお掛けすることは無いと考えております。
167	美しい自然環境が残るこの地区は、地元住民が長年に渡って豊かな自然を守ってきました。安全でおいしい農産物を供給するうえにも処理施設は必要のないものです。 施設コンセプトは全く説得性を持ちません。 日本総研㈱が実施した環境への影響予想も信用できません。 そもそもどうしてこの地区に処理施設が必要なのか理解できません。 「この自然は私たちの永遠の財産です。」 御意見ありがとうございます。 先ず、日本総研㈱が実施しました生活環境影響調査の信用性についてですが、環境計量証明事業登録を県から認可された環境コンサルタント会社であり、彼らが実施した調査結果は妥当性と信頼性を兼ね備えた正確なものであると考えます。 なお、平成22年10月31日の事業計画説明会において、日本総研㈱担当者による遮水工の補足説明をさせて頂いておりますが、これにつきまして、皆様方より当社寄りの偏ったものだったのではないかと御批判を頂いております。 しかしながら、日本総研㈱およびその担当者にそのような意図はなく、内容は正しく公正に説明されたものと考えますが、皆様の御批判に対しましては、率直に陳謝させていただきます。 誠に申し訳御座いませんでした。 今後は皆様に御理解をより深めて頂く立場であることを念頭に業務にあたらせるよう致します。

す。何卒、よろしくお願い申し上げます。

また、説明会の進行遅延につきましても、至りませんでしたこと誠に申し訳もなく、この場にて陳謝させて頂ければと存じます。

また、こうした産業廃棄物処理施設は、所謂迷惑施設などと呼ばれ、地元の皆様にはなかなか理解して頂けない施設であることは承知しております。

今回の計画については、設計や施工、各プラント、各設備の専門家を交え、施設稼働中は勿論埋立完了後の将来に亘っても、大気質・騒音・振動・悪臭・水質汚濁・地下水・土壤汚染などについて十分な安全性を期すべく各種の対策を講じており、これからも常にこうした対策について検討検証を重ねて参ります。

今回の事業計画に関し、地下水、浸出水などについて生活環境影響調査を実施した結果、環境基準（※）を十分達成できるという評価となっており、また、適切な運営管理を行うことにより外部（河川や浜名湖などを含む）への被害を生じさせないようにします。

また、本計画施設を設置することによる農業への影響につきましても、水稻を対象とした農業用水基準を遵守していくことで、回避することができると考えております。

何卒、御理解の程よろしくお願い申し上げます。

※「環境基準」に関する説明

環境基準とは「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として国が設定した行政上の政策目標であり、大気、水、騒音などの分野に亘って設定がなされています。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。

従いまして、環境基準を満たすことで生活環境を保全することができると考えております。

168

公害のトラブルは将来への影響が多大な物（もの）であると思います。

未来への世界をしっかりと考えてほしいものです。絶対に反対します。

御心配をお掛け致しておりまして、誠に申し訳御座いません。

こうした施設は、所謂迷惑施設などと呼ばれ、地元の皆様にはなかなか理解して頂けない施設であることは承知しております。

しかしながら、私どもは今回の事業計画に関しては、粉じん、臭気、騒音、地下水、浸出水などについて環境影響調査を実施した結果、環境基準（※）を十分達成できるという評価となっており、また、適切な運営管理を行うことにより将来に亘って外部への被害を生じさせないようにしております。

また最終処分場においては、「埋立終了」後も、浸出水処理や処理水などのモニタリングを継続し、法の廃止基準を満たすようになると施設「廃止」となります。

「廃止」という状況では、もはや最終処分場は安定し、処理を行わなくとも、浸出水は周辺環

	境に影響を及ぼすこともありません。 従いまして、安全性などについては、埋立期間中はもとより埋立終了後の将来に亘っても変わりあるものではなく、本計画施設により人体に影響が出ることは、たとえ 50 年先 100 年先でもないものと考えます。 必ず皆様の御子息の代にも安心して頂ける施設として参ります。 何卒、御理解の程よろしくお願い申し上げます。 ※「環境基準」に関する説明 環境基準とは「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として国が設定した行政上の政策目標であり、大気、水、騒音などの分野に亘って設定がなされています。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。 従いまして、環境基準を満たすことで、人の健康の保護及び生活環境の保全をすることができると考えております。
169	産業廃棄物の公害は各地でトラブルの元になっている。又、これからの子供の将来に多大な影響をあたえ、有害な公害や自然界に悪影響で、河川での遊びや魚類への生物の減少となる。絶対に反対します。 本計画施設について、皆様に御心配をお掛け致しておりますこと、誠に申し訳御座いません。 さて、「産業廃棄物の公害は各地でトラブルの元になっている」との御指摘ですが、どういう案件を指されているのか当社では分かりかねますが、少なくとも、法令を遵守していながら、そうした大きな事故の発生事例や社会問題を起こしている事例を当社では把握しておりません。 仮に、香川県豊島問題、青森岩手県境産廃不法投棄問題や福井県敦賀市不法投棄問題等を指しているのであれば、当該事例は所謂「不法投棄＝違法行為」事例であり、そうした事例と法令厳守施設である本計画施設とを同じレベルで議論はできないと考えます。 一方、本計画施設は現行廃棄物処理法に従い計画していることから、将来及び周辺環境に影響を与えることは無いと判断しています。現在の下流水域の生物相に変化が無い基準の採用や緊急措置等が可能な施設としてあることから、本計画施設が原因で皆様に御迷惑をお掛けすることは無いと考えております。 また最終処分場においては、「埋立終了」後も、浸出水処理や処理水などのモニタリングを継続し、法の廃止基準を満たすようになると施設「廃止」となります。 「廃止」という状況では、もはや最終処分場は安定し、処理を行わなくとも、浸出水は周辺環境に影響を及ぼすこともありません。 従いまして、安全性などについては、埋立期間中はもとより埋立終了後の将来に亘っても変わりあるものではなく、本計画施設により人体に影響が出ることは、たとえ 50 年先 100 年先でもないものと考えます。 必ず皆様の御子息の代にも安心して頂ける施設として参ります。

	何卒、御理解の程よろしくお願い申し上げます。
171	環境が悪くなるので反対したいと思います。 御意見ありがとうございます。 今回の計画については、設計や施工、各プラント、各設備の専門家を交え、施設稼働中は勿論埋立完了後の将来に亘っても、大気質・騒音・振動・悪臭・水質汚濁・地下水・土壌汚染などについて十分な安全性を期すべく各種の対策を講じており、これからも常にこうした対策について検討検証を重ねて参ります。 また今回の事業計画に関し、例えば粉じん、臭気、騒音、地下水、浸出水などについて生活環境影響調査を実施した結果、環境基準（※）を十分達成できるという評価となっており、また、適切な運営管理を行うことにより外部への被害を生じさせないようにします。 しかしながら、こうした皆様のお声は真摯に受け止め、今後の環境保全協定締結に向けたお話し合いのなかで反映していけたらと考えます。 ※「環境基準」に関する説明 環境基準とは「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として国が設定した行政上の政策目標であり、大気、水、騒音などの分野に亘って設定がなされています。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものです。 従いまして、環境基準を満たすことで生活環境を保全することができると考えております。
180	断固反対する。 御意見ありがとうございます。 こうした施設は、所謂迷惑施設などと呼ばれ、地元の皆様にはなかなか理解して頂けない施設であることは承知しております。 しかしながら、私どもの今回の計画施設については、十分な環境配慮・安全配慮に取り組んでおり、決して皆様に御迷惑をお掛けすることはないものと確信しております。 何卒、御理解の程よろしくお願い申し上げます。
186	断固反対 産廃処理施設を受け入れ（受け容れ）、一生大きなリスクを背負って生活することはできません。 御心配をお掛けしており、大変申し訳御座いません。 こうした施設は、所謂迷惑施設などと呼ばれ、地元の皆様にはなかなか理解して頂けない施設であることは承知しております。 しかしながら、私どもは今回の事業計画に関しては、粉じん、臭気、騒音、地下水、浸出水など

	について環境影響調査を実施した結果、環境基準（※）を十分達成できるという評価となっており、また、適切な運営管理を行うことにより外部への被害を生じさせないようにしております。 また、計画しております最終処分場においては、「埋立終了」後も、浸出水処理や処理水などのモニタリングを継続し、法の廃止基準を満たすようになると施設「廃止」となります。 「廃止」という状況では、もはや最終処分場は安定し、処理を行わなくとも、浸出水は周辺環境に影響を及ぼすこともありません。 従いまして、安全性などについては、埋立期間中はもとより埋立終了後の将来に亘っても変わりあるものではなく、本計画施設により人体に影響が出ることは、たとえ 50 年先 100 年先でもないものと考えます。 何卒、御理解の程よろしくお願い申し上げます。 ※「環境基準」に関する説明 環境基準とは「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として国が設定した行政上の政策目標であり、大気、水、騒音などの分野に亘って設定がなされています。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。 従いまして、環境基準を満たすことで、人の健康の保護及び生活環境の保全をすることができると考えております。
194	静かなおだやかな奥山に、この様な施設の設置には絶対反対です。 御意見ありがとうございます。 今回の計画については、設計や施工、各プラント、各設備の専門家を交え、施設稼働中は勿論埋立完了後の将来に亘っても、大気質・騒音・振動・悪臭・水質汚濁・地下水・土壤汚染などについて十分な安全性を期すべく各種の対策を講じており、これからも常にこうした対策について検討検証を重ねて参ります。 また今回の事業計画に関し、粉じん、臭気、騒音、地下水、浸出水などについて生活環境影響調査を実施した結果、環境基準（※）を十分達成できるという評価となっており、また、適切な運営管理を行うことにより外部（河川や浜名湖などを含む）への被害を生じさせないようにします。 こうした皆様のお声は真摯に受け止め、今後の環境保全協定締結に向けたお話合いのなかで反映していけたらと考えます。 ※「環境基準」に関する説明 環境基準とは「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として国が設定した行政上の政策目標であり、大気、水、騒音などの分野に亘って設定がなされています。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。

	従いまして、環境基準を満たすことで生活環境を保全することができると考えております。
205	何故この地でしょうか？てっとり早いからでしょうか？ 地元住民の環境汚染になるような施設は誘致に絶対反対です。 日本の国小さいといえども、もう少し人里離れた民家のない所は探してみればいっぱいあるはずです。 住民の害になる施設はつくらないでください 浜松市に合併したかと思えばこのようなものに利用されたのでは心外です。 どんどん住みにくいところになってしまいます。 地元住民に迷惑をかけるような施設は絶対反対です。
	御意見ありがとうございます。 こうした施設は、所謂迷惑施設などと呼ばれ、地元の皆様にはなかなか理解して頂けない施設であることは承知しております。 先回の見解書でも回答させて頂いておりますが、浜松市、静岡県、中京圏を含む中部圏では最終処分場が不足しております。 ・ 浜松市の状況は、平成 19 年 3 月刊の「浜松市産業廃棄物処理基本計画」によると ・ 平成 16 年のデータで、浜松市での産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の発生量は 168 万トンとなっています。 ・ この内最終処分まわる量は 9%の 13.3 万トンになります。 ・ さらに、この発生量のうち「約 90%」が「市外へ搬出」されているのが現状です。 ・ 同基本計画では、明確に「最終処分場は、安定型・管理型ともに不足している状況にあります。」と報告しています。 ・ この「域外搬出」の状況は、浜松市だけでなく静岡県や中京圏でも同じ状況で、産業界をはじめとして廃棄物処理の市場からは長期の運営が可能な最終処分場が強く求められています。 ・ 今後本施設が稼働すれば、地元は勿論のこと中京圏まで含んだ地域経済や環境問題解決に大きく貢献できるものと強く信じております。 このような視点から、浜松市に、静岡県に、中部圏に必要なだと考えた次第です。 なお、念のため申し添えますが、本計画については浜松市より誘致等があつて立案しているものではないと御座いません。 また今回の事業計画に関し、粉じん、臭気、騒音、地下水、浸出水などについて生活環境影響調査を実施した結果、環境基準（※）を十分達成できるという評価となっており、また、適切な運営管理を行うことにより外部（河川や浜名湖などを含む）への被害を生じさせないようにします。 こうした皆様のお声は真摯に受け止め、今後の環境保全協定締結に向けたお話し合いのなかで反映していけたらと考えます。

	※「環境基準」に関する説明 環境基準とは「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として国が設定した行政上の政策目標であり、大気、水、騒音などの分野に亘って設定がなされています。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。 従いまして、環境基準を満たすことで生活環境を保全することができると考えております。
206	浜名湖を守るため反対です。 御意見ありがとうございます。 本計画施設を設置することにより浜名湖に与える影響については、有害物質が自然には浄化しない状態、即ち本来想定される自然河川での微生物分解等による減衰を全く考慮しないという最も厳しい状態を仮定した場合でも、処理施設の下流で、かつ浜名湖の上流域となる「都田川落合橋」の地点でも、環境基準（※）を十分達成できるという評価を得ております。従いまして、当然浜名湖にも影響を与えることはありません。 なお、こうした皆様のお声は真摯に受け止め、今後の環境保全協定締結に向けたお話し合いのなかで反映していけたらと考えます。 ※「環境基準」に関する説明 環境基準とは「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として国が設定した行政上の政策目標であり、大気、水、騒音などの分野に亘って設定がなされています。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。 例えば、水質の有害物質の設定根拠について説明させていただくと、それは疫学的な実験等から得た TDI（Tolerable Daily Intake：耐容一日摂取量）※₁等を基に求められた、大変厳しい基準となっています。 従いまして、環境基準を満たすことで生活環境を保全することができると考えております。 ※₁：ヒトが生涯にわたって摂取しても健康に影響が無い、汚染物質の一日あたりの摂取量
209	産業廃棄物最終処分場 断固反対 （クーリン（クリーン）な奥山の町が汚染されるのが心配） 御意見ありがとうございます。 今回の計画については、設計や施工、各プラント、各設備の専門家を交え、施設稼働中は勿論埋立完了後の将来に亘っても、大気質・騒音・振動・悪臭・水質汚濁・地下水・土壌汚染などについて十分な安全性を期すべく各種の対策を講じており、これからも常にこうした対策について

	検討検証を重ねて参ります。 また今回の事業計画に関し、粉じん、臭気、騒音、地下水、浸出水などについて生活環境影響調査を実施した結果、環境基準（※）を十分達成できるという評価となっており、また、適切な運営管理を行うことにより外部（河川や浜名湖などを含む）への被害を生じさせないようにします。 こうした皆様のお声は真摯に受け止め、今後の環境保全協定締結に向けたお話合いのなかで反映していけたらと考えます。 ※「環境基準」に関する説明 環境基準とは「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として国が設定した行政上の政策目標であり、大気、水、騒音などの分野に亘って設定がなされています。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものです。 従いまして、環境基準を満たすことで生活環境を保全することができると考えております。
210	環境に恵まれた奥山の地にごみ処分場とは、これが現実のものとなればますます過疎化が進むでしょう。ミダックは浜名湖壊滅作戦でも始めようというのでしょうか。水は上から下に流れます。 臭いに関しては？ 御意見ありがとうございます。 今回の計画については、設計や施工、各プラント、各設備の専門家を交え、施設稼働中は勿論埋立完了後の将来に亘っても、大気質・騒音・振動・悪臭・水質汚濁・地下水・土壌汚染などについて十分な安全性を期すべく各種の対策を講じており、これからも常にこうした対策について検討検証を重ねて参ります。 最終処分場からの悪臭対策として、硫化水素等の異臭ガスの発生抑制のためガス抜き管を設置します。これはガス抜きの役割の他、埋立地内への空気の流通、供給ができる構造となっており、埋立地内部が嫌気性、加熱状態になることを避け悪臭ガスの発生を抑制することができます。また、臭気の強い廃棄物を搬入した場合は、即時覆土を行い悪臭の拡散を防止します。 破碎施設の悪臭対策としては、シートシャッターを使用したり、ミスト噴霧装置を設置したりすることにより、悪臭物質の飛散を防止します。また、廃プラスチック等に付着した有機物等から臭気が発生することが予見される場合には、搬入物に応じた適切な消臭剤（※1）を予め用意し、必要に応じてこれをミストに添加することにより、より悪臭の拡散防止に効果を上げることができます。 これらの対策により（※2）、最終処分場・破碎施設ともに、生活環境影響調査の中に記載されているように敷地境界線での臭気指数（※3）は最大でも臭気指数 10 に抑えることができ、規制基準 13 以下は十分に達成できると予測されます。 ※1 本計画施設（破碎施設）は当社呉松事業所と同様の施設であり、その搬入物を踏襲するた

	め、現在呉松事業所において臭気対策を行っている「鮮魚店から回収される発泡スチロールに付着した魚の臭い」に対応する消臭剤を用意致します。また、その他の臭いについても、搬入前の事前サンプリング等により臭気の発生が予見される場合には、その搬入物に応じた消臭剤を用意致します。 ※2 破砕施設において生活環境影響調査の予測評価を行ったところ、消臭剤のミスト噴霧を実施しなくとも、敷地境界線での臭気指数の予測結果は 12.7 と、規制基準 13 以下を達成できることとなります。しかしながら、より影響を軽減させるために消臭剤を使用することを計画しております。 ※3 臭気指数：人間の嗅覚を用いてにおいの程度を数値化したものです。環境省発行の「臭気指数のめやす」に記載されているものとしては、例えば、以下のようなものがあります。 臭気指数 20 : 花火をしている時、トイレの芳香剤、じんちょうげ 臭気指数 15 : 道路沿道の空気、デパートの化粧品売り場 臭気指数 10 : 梅の花 こうした対策等により、皆様には御迷惑をお掛けしない施設作りを致します。 また、皆様のお声は真摯に受け止め、今後の環境保全協定締結に向けたお話し合いのなかで反映していけたらと考えます。 何卒、御理解を賜りたくよろしくお願い申し上げます。
211	産業廃棄物の最終処分場がくること自体に断固反対ですので、意見も質問もありません。 御意見ありがとうございます。 こうした施設は所謂迷惑施設いわゆるなどと呼ばれ、地元の皆様にはなかなか理解していただけない施設であることは承知しております。 しかしながら、私どもの今回の計画施設については、十分な環境配慮・安全配慮に取り組んでおり、決して皆様に御迷惑をお掛けすることはないものと確信しております。 何卒、御理解の程よろしくお願い申し上げます。
214	奥山の自然が今以上に壊崩（崩壊）されたくありません。 この先の子供達の未来の為にも施設の設置は反対です。 御心配をお掛けし、大変申し訳御座いません。 こうした施設は、所謂迷惑施設いわゆるなどと呼ばれ、地元の皆様にはなかなか理解して頂けない施設であることは承知しております。 しかしながら、今回の計画については、設計や施工、各プラント、各設備の専門家を交え、施設稼働中は勿論埋立完了後の将来に亘っても、大気質・騒音・振動・悪臭・水質汚濁・地下水・

	土壌汚染などについて十分な安全性を期すべく各種の対策を講じており、自然破壊をおこすようなことは御座いません。 また、今回の計画は採石場跡地を有効利用するため、新たに開発する面積は少なく、動植物への影響をはじめ自然への影響については、通常の開発行為よりも抑えられると考えております。 また生活環境面においても、今回の事業計画に関しては、環境影響調査を実施した結果、環境基準（※）を十分達成できるという評価となっており、また、適切な運営管理を行うことにより外部への被害を生じさせないようにしております。 なお、最終処分場においては、「埋立終了」後も、浸出水処理や処理水などのモニタリングを継続し、法の廃止基準を満たすようになると施設「廃止」となります。 「廃止」という状況では、もはや最終処分場は安定し、処理を行わなくとも、浸出水は周辺環境に影響を及ぼすこともありません。 従いまして、安全性などについては、埋立期間中はもとより埋立終了後の将来に亘っても変わりあるものではなく、本計画施設により人体に影響が出ることは、たとえ 50 年先 100 年先でもないものと考えます。 必ず皆様の御子息の代にも安心して頂ける施設として参ります。 何卒、御理解の程よろしくお願い申し上げます。 ※「環境基準」に関する説明 環境基準とは「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として国が設定した行政上の政策目標であり、大気、水、騒音などの分野に亘って設定がなされています。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。 従いまして、環境基準を満たすことで生活環境を保全することができると考えております。
215	私達奥山区の住民の意見 浜松碎石、遠州碎石、三嶽碎石と長期に渡り粉塵・騒音 ダンプ等の大型車両の多量の通行、大雨が降るたび川の水が泥水となり以前は本当にきれいな川でした。 夏は川で遊び泳いだり魚を取ったり洗濯をしたりきれいな川でした。 今ではそんなおもかげもなく汚れた川です（水の色も汚れた色をしています） もうこれ以上廃棄物処理施設等は反対です。 現在、神宮寺川を白濁水が汚れているのは採石事業によるものです。既存の採石現場において、降雨時、粒子の細かい碎石粉が混ざった未処理の白濁水が大量に神宮寺川へ流出しているためです。この原因となっている野積み碎石等の発生源は、当事業計画の実施とともに埋立地の造成等により次第に除去され暫時減少していくことになるため、現況よりも河川環境は改善されていくものと判断しております。 また、本計画施設より発生する浸出水は、浸出水処理施設で適切に処理され放流されます。放流水の水質は既に皆様に開示している事業計画書に記載のとおり一部法定基準よりも厳しい維

	持管理基準を採用しており、神宮寺川の水質は国が定めた「人の健康の保護に関する環境基準」を全て満たすことができます。そのため、人体に害が生じることがないことはもちろん景観などにも影響はないと考えております。
216	環境を汚染させないと考えているものが他の地域での施設建設時にも反対されているのはなぜですか。 50 年後、100 年後に確実に安心できると保障されていないとそこに住んでいる住民にとっては不安が増すことになる。 御意見ありがとうございます。また、御心配をお掛けしておりますして申し訳御座いません。 こうした施設は、所謂迷惑施設などと呼ばれ、地元の皆様にはなかなか理解して頂けない施設であることは承知しております。 他の地域の施設建設とは、何を指されているのか判然と致しませんが、他社施設の件であれば、当社から意見を申し上げることは控えさせていただきます。当社豊橋の焼却施設についてのことであれば、下段補足説明をお読みください。 しかしながら、私どもは今回の事業計画に関しては、先般の豊橋焼却施設と同様に環境影響調査を実施した結果、環境基準（※）を十分達成できるという評価となっており、また、適切な運営管理を行うことにより外部への被害を生じさせないようにしております。 また最終処分場においては、「埋立終了」後も、浸出水処理や処理水などのモニタリングを継続し、法の廃止基準を満たすようになると施設「廃止」となります。 「廃止」という状況では、もはや最終処分場は安定し、処理を行わなくとも、浸出水は周辺環境に影響を及ぼすこともありません。 従いまして、安全性などについては、埋立期間中はもとより埋立終了後の将来に亘っても変わりあるものではなく、本計画施設により人体に影響が出ることは、たとえ 50 年先 100 年先でもないものと考えます。 必ず皆様の御子息の代にも安心して頂ける施設として参ります。 何卒、御理解の程よろしくお願い申し上げます。 ※「環境基準」に関する説明 環境基準とは「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として国が設定した行政上の政策目標であり、大気、水、騒音などの分野に亘って設定がなされています。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。 従いまして、環境基準を満たすことで、人の健康の保護及び生活環境の保全をすることができると考えております。

	(補足) 豊橋焼却施設案件については、事前の環境影響調査でも問題はなく、当社は行政に対し平成18年9月28日に事前協議書を提出し、事前協議手続きに沿って数度の住民説明会などを行ってまいりました。また、地元自治会に従い、環境保全協定締結までの調整作業の期間、協定協議の継続を担保する誓約書を差し入れることで、平成20年11月20日設置許可申請書を受理していただいております。 確かに住民説明会等で住民の皆様から多くの反対の御意見を頂戴してまいりました。「住民による建設反対グループも発足し、豊橋市長や市議会にたびたび計画中止を求める要望書や陳情書を提出する」という件も承知しております。 ですが、当社としましては、この計画については最新の設備とすることで環境影響調査も実施し周囲に影響を与えるものではないとの絶対の自信を持って取り組んでまいりましたので、感情的な御意見だけで撤回する考えは御座いませんでした。 だからこそ、住民説明会を開催させて頂き、なるべく多くの住民様に御理解を得るよう努力してまいりましたし、またそれを継続する考えでもまいりました しかし、一方で住民の方全員が反対であったのではないとも認識しております。事実、現業である中間処理施設運営で良好な関係を構築できていた自治会様とは、環境保全協定締結に向けたお話し合いも進めさせていただいてまいりました。 この計画については、当初計画を立てた時から数年が経ち、その間の世界的経済情勢の悪化やそれに起因する産業構造の変化など、種々の劇的外部環境の変化があり、それに対応する形で当社の計画も見直しをする必要が生じ、結果的には計画中止とせざるを得なかったわけですが、住民の皆様さん全てに十分な御理解を頂けぬまま終局となってしまったことが、当社としては悔いとなっております。
218	2回目の説明会を聞いてますます廃棄物処理施設に対して不安が増大しました。断層に対しての説明が納得できなかったです。

皆様には、御心配をお掛けしております、誠に申し訳御座いません。

産業廃棄物処理施設、とりわけ最終処分場などは所謂迷惑施設などと呼ばれ、地元の皆様にはなかなか理解していただけない施設であることは承知しております。

しかしながら、私どもは今回の計画施設については、十分な環境配慮・安全配慮に取り組んでおり、決して皆様に御迷惑をお掛けすることはないものと確信しております。

活断層の見解につきましては、私どもとしましては、これまで静岡大学創造科学技術大学院の林教授や専門業者により周囲の活断層との比較や文献調査などを総合的に勘案したうえで、場内の断層は活断層ではないと判断して参りました。

こうした判断に至った理由を、見解書や説明会などで御説明して参りましたが、必ずしも皆様に御納得いただける説明が叶いませんことについて、誠に申し訳なく思っております。また一方で、活断層であると主張される皆様とは、事実や現象に対する捉え方、その理論構成などにおいて差異があり、ただ当社の考え方のみを御説明させて頂くことには無理があるとの思いも御座いました。

こうしたなか、先般浜松市より、場内断層の安全性について、より慎重を期しこれまでの手法とは別の角度からも追加調査し評価すべき旨、また断層の活動年代を特定する手法が存在する旨の御指導御助言を頂きました。

こうしたお話から、皆様により御安心頂くための最善の策について当社で検討したところ、原子力発電所やダム建設時に多くの実績を持つ ESR（電子スピン共鳴）分析法を用いた断層の活動年代特定法と、それによる断層評価が追加調査として最も適切であろうとの判断に至り、今般当社においてこれを調査実施致しました。

今回実施の ESR 分析では、専門家の判断により東-西方向の F1 から F4 のうち F2 を、北西-南東方向の F6 から F10 のうち F9 を抽出、また採掘作業によって新たに露出し存在が分った F21（東-西方向）（※1）、そして皆様が御心配されていると推察する F5（東-西方向・枝分かれ）の計 4 断層について調査分析をしております。

これによれば、場内の断層の活動年代を示す値は、 89.20 ± 17.73 万年前から 194.27 ± 17.37 万年前にあり、地質時代としてはカラブリアン階（前期更新世）にあたります。また、ESR 年代測定法としては、ほぼ測定限界であり、実際の年代値はさらに古い可能性（年代測定信号が飽和状態）もあります。（巻末/資料 B 参照）

当社としましては、ESR 法による年代測定を行った計画敷地内の断層は、その活動時代から、活断層に関する直近の下表各説 2・3 の定義である「最近数十万年間に、概ね 1000 年から数万年の周期で繰り返し動いた跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層」、「後期更新世（12.6 万年前）以降に活動が認められる断層（中田等 2002 年）」、または「最近の地質時代即ち過去 13 万～12 万年前以降に動いた可能性がある断層（原委 2006 年）」とも異なり、所謂活断層ではないものと評価しております。

(※1：2009年(平成21年)6月8日に実施した『現地踏査』およびジーベックが実施した『事後調査』の後、三嶽鉾山の採掘が進み新たな断層が露出、2011年(平成23年)8月に確認、これをF21とした。よって、2010年9月の生活影響調査報告書および見解書P99想定断層図には記載されていない。なお、今回のESR法による調査に伴い、これについても同調査を実施している。(巻末/資料B参照))

【活断層定義の変遷】

各説	参考文献 (著者等・出版者、出版時期)	活断層の定義
1	・『日本の活断層』(活断層研究会・東京大学出版会)(1980年) ・『新編日本の活断層』(活断層研究会、東京大学出版会)(1991年)	最近の地質時代に活動し、将来も活動することが推定される断層。 この「最近の地質時代」を地質時代の区切りである第四紀(設定当時は約200万年)とした。
2	・『活断層詳細デジタルマップ』(中田高・今泉俊文、東京大学出版会)(2002年)	最近数十万年間に、概ね1000年から数万年の周期で繰り返し動いた跡が地形に現れ、今後活動を繰り返すと考えられる断層。 後期更新世(12.6万年前)以降に活動が認められる断層。
3	・『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針』(原子力安全委員会)(2006年)	最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のある断層。 「最近の地質時代」を「過去13万～12万年前」としている。

220

先日より既にお話はお聞きし(会社)処理施設はすべて反対致します。

・御意見ありがとうございます。

こうした施設は、所謂迷惑施設などと呼ばれ、地元の皆様にはなかなか理解して頂けない施設であることは承知しております。

しかしながら、私どもは今回の計画施設については、十分な環境配慮・安全配慮に取り組んでおり、決して皆様に御迷惑をお掛けすることはないものと確信しております。

何卒、御理解の程よろしくお願い申し上げます。

221

絶対に反対です。

御意見ありがとうございます。

こうした施設は、所謂迷惑施設などと呼ばれ、地元の皆様にはなかなか理解して頂けない施設であることは承知しております。

しかしながら、私どもは今回の計画施設については、十分な環境配慮・安全配慮に取り組んでおり、決して皆様に御迷惑をお掛けすることはないものと確信しております。

	何卒、御理解の程よろしくお願い申し上げます。
222	廃棄物処理場、外、絶体（対）反対です。 悪臭は出る。ダンプは今よりおおくなり事故も多くなります。それとこの辺より浜名湖周辺に多大な影響が出て浜名湖の魚は食べられなくなる 困ることばかりです。 もっと浜名湖周辺で声を大きくして反対運動をするべきだと思います。 御意見ありがとうございます。 今回の計画については、設計や施工、各プラント、各設備の専門家を交え、施設稼働中は勿論埋立完了後の将来に亘っても、大気質・騒音・振動・悪臭・水質汚濁・地下水・土壌汚染などについて十分な安全性を期すべく各種の対策を講じており、これからも常にこうした対策について検討検証を重ねて参ります。 今回の事業計画に関し、例えば臭気や地下水、浸出水などについて生活環境影響調査を実施した結果、環境基準（※）を十分達成できるという評価となっており、また、適切な運営管理を行うことにより外部（河川や浜名湖などを含む）への被害を生じさせないようにします。 また、本計画施設を設置することにより浜名湖に与える影響については、有害物質が自然には浄化しない状態、即ち本来想定される自然河川での微生物分解等による減衰を全く考慮しないという最も厳しい条件で予測を仮定した場合でも、処理施設の下流で、かつ浜名湖の上流域となる「都田川落合橋」の地点においても、環境基準を十分達成できるという評価を得ております。従いまして、当然浜名湖にも影響を与えることはありません。 交通量増加については、確かに現状より若干増えることとなりますが、車輛運転者に対しては、交通事故を発生させないよう徹底的に安全運転を教育し、交通安全を図ってまいります。 具体的な教育内容は ・ 車輛の定期的な整備点検の実施 ・ 無理のない車輛搬入計画の設定 ・ 搬入ルート上における、事故発生が予見される危険箇所の周知 ・ 搬入ルート上に存在する通学路利用時間帯の周知 ・ 車輛異常時における対処方法と連絡体制の周知 ・ 道路交通法にかかわる車輛運転者教育 ・ 健康管理の徹底 等々となります。 これらの措置により、交通事故が増大することのないように致します。 なお、こうした皆様のお声は真摯に受け止め、今後の環境保全協定締結に向けたお話し合いのなかで反映していけたらと考えます。

	※「環境基準」に関する説明 環境基準とは「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として国が設定した行政上の政策目標であり、大気、水、騒音などの分野に亘って設定がなされています。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものです。 例えば、水質の有害物質の設定根拠について説明させていただくと、疫学的な実験等から得た TDI (Tolerable Daily Intake: 耐容一日摂取量) ※₁等を基に求められた大変厳しい基準となっています。すなわち、環境基準を満足していれば、その水を一生涯にわたって飲用し摂取したとしても、人の健康には影響がないと国が認めた基準ということになります。 従いまして、環境基準を満たすことで、人の健康の保護及び生活環境の保全をすることができると考えております。 ※1: ヒトが生涯にわたって摂取しても健康に影響が無い、汚染物質の一日あたりの摂取量
224	産廃棄物処理場設置には反対します。 過去に大変大きな問題になった水俣病があります。水俣地区の住民は長年にわたって毒素が体内に留まってイタイタイと苦しんで多くの人たちが死んでいきました。基準値以下の有害物でも永い年月がたつと孫子の代になって或いはもっともっと後世になってからどんな恐ろしい被害がでるかわかりません。 今は基準値が低くても年数が何十年もたつと有害物は増えていき蓄積していきます。 末世の事を考えるとどうしても反対せざるを得ません。 御心配をお掛けしておりまして、誠に申し訳御座いません。 こうした施設は、所謂迷惑施設などと呼ばれ、地元の皆様にはなかなか理解して頂けない施設であることは承知しております。 しかしながら、私どもは今回の計画施設については、十分な環境配慮・安全配慮に取り組んでおり、決して皆様に御迷惑をお掛けすることはないものと確信しております。 さて、公害問題についてですが、昭和 30～50 年まで日本では四大公害による被害者が続出し、水俣、四日市、富山、新潟において多くの人々が苦しみました。法治国家である日本はこの事を解決するために公害防止法を定めて、公害の無い国づくりを目指しました。概ね昭和 50 年後半に至ると新たな患者が無くなり公害地域の改善がなされたことは事実です。その後、環境問題に関しこれ等の経験から、昭和 45 年以降「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」「環境基本法」「土壌汚染対策法」などの多くの法整備が成され、環境の改善と保護がされてきました。これらの法律に従い最終処分場も厳しい法と基準が定められました。法は日本国民の安全安心を守るもので、事業者を守る法律にはなっていないことを勘案すると、法律厳守の施設を造ることにより周辺の住民様、ならびに生物に問題が発生しないものと考えております。 なお、本計画においては環境基準を十分達成できるという評価になっています。 この環境基準とは「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基